

ID: 158

担当部署: 商工観光課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	柴田町観光施設条例 第7条		
例規番号	平成22年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、観光施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、観光施設の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 観光施設の施設、附属設備等を汚損し、き損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、観光施設の管理上支障があると認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日